

飲食店における二酸化炭素濃度測定器の購入費助成事業 募集要項

1 概要

新型コロナウイルスの感染予防を図るため、適切な換気を行うことを目的として設置した、二酸化炭素濃度測定器の購入経費の一部を助成します。

2 助成対象者

次の（１）から（４）の要件をすべて満たす事業者の方です。

（１）中小企業者等又は個人事業主

市内で飲食店を営んでいる方が対象です。ただし、客席を設けず持ち帰り用の食品提供のみの形態の店舗は除きます。

（２）食品衛生法第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を有していること

（３）次の事項を遵守することについて同意し、必要な書類を提出できること

- ① 福岡県が定める「感染防止宣言ステッカー」に登録し、店舗に掲示していること
- ② 業界団体の定めるガイドラインを遵守すること
- ③ 店舗において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、保健所が行う調査に協力すること

（４）次の要件に該当する者

- ① 食品衛生法や建築基準法その他の関係法令に違反していないこと
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）でないこと
- ③ 会社にあつては、その役員のうち暴力団員がいないこと
- ④ 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと
- ⑤ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと

3 助成対象経費

（１）店舗の適切な換気を行うことを目的として設置した二酸化炭素濃度測定器の購入経費

（２）（１）の助成対象経費に該当しても、次に掲げる方法で購入する場合は対象になりません。

- ① 自社内部の取引（次に掲げる場合をいいます）。
 - ・ 申請者である個人又は法人の代表者と購入店舗を営んでいる個人又は法人の代表者が同一である場合
 - ・ 申請者である個人又は法人と、購入店舗を営んでいる個人又は法人が、会社法（平成17年法律86号）第2条に定める親会社と子会社である場合又は生計を一にする

親族である場合

- ② オークションによる購入（インターネットオークションを含みます。）
- ③ フリーマーケットによる購入（フリーマーケットアプリを含みます。）
- ④ 中古品の購入
- ⑤ 市場価格に比して著しく購入価格が高額である物を購入する場合

4 助成金額

1店舗あたり1万円を上限に対象経費に要した費用（千円未満切り捨て）です。
※消費税は、対象経費に含みません。

5 助成対象期間

令和3年2月26日（金）から3月31日（水）までの間に購入した経費が対象です。

6 対象店舗数の上限

複数の店舗をお持ちの場合、店舗ごとに申請書類を提出していただく必要があります。

7 申請手続き

（1）申請書類

補助金交付申請書兼実績報告書（個人事業主の方は様式第1-1号、法人の方は様式第1-2号）を、市ホームページからダウンロードしてください。

（2）添付書類

- ① 添付資料は、最終ページの「申請書の添付書類一覧」を参考にしてご準備ください。
- ② 費用が確認できるものについては、次に掲げるものであって原本を付けてください。
 - ア レシートは、購入日、二酸化炭素濃度測定器であることが分かる記載（品名、メーカー、品番など）、個数、金額、消費税、店舗名称（販売店）等が記載されているもの
 - イ アの記載がない場合は、機能が確認できる説明書、カタログ、ホームページの写し
 - ウ いわゆるネット販売では、購入者氏名、住所、購入日時、品名、個数、金額、消費税、店舗名称（販売店）等の取引内容が分かるメール等の写し
 - エ 領収書は、上述アに準ずる内容が記載されたものであって、レジスター等から自動で出力されるもの（手書き領収書など任意に作成したものは不可）

（3）申請受付期間

令和3年3月1日（月）から4月30日（金）まで

（4）申請方法

申請方法は郵送のみです。必ず「簡易書留」で郵送してください（令和3年4月30日当日消印有効）。

【送付先】〒803-8501

北九州小倉北区内1-1

北九州市産業経済局商業・サービス産業政策課

「二酸化炭素濃度測定器の購入費補助」行

(5) 申請時の留意事項

- ① 必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ② 申請に係る経費は、申請者の負担となります。
- ③ 提出された申請書類については、領収書及びレシートは受付後に返却しますが、それ以外の書類は返却しませんので、控えが必要な方は提出前に写し取って保管してください。(なお、提出後に内容についてお問い合わせすることがあります。)

8 その他注意事項

- (1) 補助金の対象になる方や対象となる経費について、募集要項やよくあるお問い合わせを事前によくご確認のうえ申請してください。
- (2) 補助金の交付は、申請店舗ごとに1回のみとします。(後から追加で申請することはできませんので申請の際は、もれのないようご注意ください。)
- (3) 対象経費について、既に他の補助制度に基づいて補助金の交付を受け、又は受ける予定のものに対しては、補助金を交付しません。また、この補助金を受けたことにより、他の同種の補助制度を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- (4) 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合や、私的利用や転売など感染防止対策以外の目的での利用が判明した場合は、補助金を返還いただくほか法的責任を問われることがあります。

【申請書の添付書類一覧】

書類	確認欄	備考
本人確認書類（写し） （事業主）		・ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど ※裏面に記載がある場合は裏面も ※マイナンバーカードの場合は、マイナンバーは黒塗りで消して下さい
費用が確認出来るもの（原本）		・ 領収書、レシート（原本） ※発行元と費用の詳細が確認できるもの
機能が確認出来るもの（写し） ※領収書等で対象機器であることが確認出来ない場合のみ提出		・ 機能が確認できる説明書、カタログ、ホームページなど
振込先口座が分かる書類（写し）		・ 通帳の口座名義、口座番号が分かる部分 ※申請者名義の口座であることが必要です
営業許可書（写し）		
福岡県「感染防止宣言ステッカー」（写し）		・ 店名、申請番号が入っているもの ※福岡県庁ホームページで登録後にダウンロードし印刷したもの
誓約書（参考様式1）		・ 申請書や添付資料に虚偽がないことを誓約して下さい

問い合わせ先

北九州市産業経済局商業・サービス産業政策課

093-582-2050

【受付時間】 10:00～16:00（土日祝日は除きます）